

災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）

1 公表の趣旨及び目的

安否不明者の氏名等を公表して概ね1週間を経過しても、安否情報が得られない場合は、一時的に連絡が取れないのではなく、その者は被災した可能性がきわめて高いことから、行方不明の状況にあると推定される。

効率的な捜索・救助活動を継続するため、安否不明者を行方不明者に切り替えて、氏名等を公表する。

なお、災害によっては、安否不明者が存在せず、早期に行方不明者が特定されることも想定されるが、この場合も捜索・救助活動の効率化につなげるため、この方針に基づき、市町と調整の上、行方不明者の氏名等を公表する。

2 行方不明者の定義

行方不明者とは「当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。

（消防庁災害報告取扱要領（平成24年3月消防応第49号）による）

3 公表主体

行方不明者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）からの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となつて行うことを原則とする。

4 公表する情報

(1) 公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）とする。

年齢は原則として公表対象とせず、可能の場合に限って公表する。

(理由) 住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

(2) 公表しない場合

- ア 行方不明者の搜索場所が特定されているなど、公表が人命救助活動に資することがないと判断される場合
- イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者などの場合
- ウ 本人の権利利益を不当に侵害するおそれが認められる場合
- エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

5 公表した情報の活用

公表した情報については、対象者の搜索活動や救助活動などの応急対策に活用する。

6 公表の時期・期間

安否不明者として概ね1週間が経過するなどの理由により行方不明者と判断された時点から公表する。安否不明者としての公表がなかった場合は、行方不明者と特定した時点で公表する。

所在が明らかになった場合は行方不明者としての公表は終了する。

行方不明が長期に及んだ場合、公表は、原則として、災害発生から3ヶ月以内とする。(状況によって延長も可とする。)

7 公表までの作業

安否不明者を公表した場合は、市町と協議の上、安否不明者名簿の表題を「行方不明になられた方」に切り替えて行方不明者名簿とし、県のホームページで公表するとともに、報道機関に提供する。

安否不明者の公表がなかった場合、市町はその都度名簿を作成し、安否不明者の公表作業に準じて行うものとする。この際、家族等の明確な拒否がないことを確認する(災害対応等の業務負担が大きく、優先すべき災害対応事務に支障をきたすため確認作業ができない場合を除く)。

市町は、行方不明者の情報を県に提供し、県は、その内容を精査・確認して公表する。

市町を經由せず、関係機関から直接県に情報提供があった場合は、県は名簿を作成するなど、対象者を精査・確認して公表する。

内容に変更があった場合は、随時、県は市町・関係機関から連絡を受け、名簿を更新してホームページ及び報道機関に資料提供する。

8 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等（複数の場合は名簿）を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

9 行方不明情報の収集・集約

行方不明者に関する情報の連絡先は、県・市町・関係機関の安否情報受付用電話番号等をそのまま活用する。

10 所在が明らかになった場合の公表の可否

無事が確認できた者の情報は公表しないが、死亡の場合は、死亡者の氏名等（複数の場合は名簿）の公表の取扱いによるものとする。

【参考】

1 関連法令等

(1) 防災基本計画（国）

第2編 第2章 第2節

1 災害情報の収集・連絡

(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「(抜粋) 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

(2) 消防庁災害報告取扱要領(平成24年3月消防応第49号)

行方不明とは、「当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの」。また、次の場合で、死体が見つからないときは「行方不明者」として計上する。

ア 戸籍法第86条に基づく死亡届が提出されたもの

イ 戸籍法第89条に基づく官公署から市町村長に報告があったもの

ウ 民法第30条に基づく家庭裁判所による失踪宣告がされたもの

エ 災害弔慰金支給法第4条に基づく死亡推定

オ 警察において、当該災害で行方不明との相談・受理をしているもの

カ 住民からの情報提供等により市町村等において行方不明として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(3) 行方不明者発見活動に関する規則(平成21年12月国家公安委員会規則13号)

第2条 第1項

「行方不明者とは、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、第6条第1項の規定により届け出がなされたもの」

(4) 戸籍法

第89条

「(抜粋) 水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなけ

ればならない。」

(5) 災害弔慰金の支給等に関する法律（法律第 82 号）

第 4 条（災害による死亡の推定）

「災害の際現にその場にあわせた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。」

(6) 静岡県個人情報保護条例（条例第 58 号）

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第 6 条（取得の制限）第 2 項 第 3 号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第 11 条（利用及び提供の制限）第 2 項 第 4 号

「(抜粋) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第 2 項では「(抜粋) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。